



Title	簡易専用水道の管理（検査）について
Author(s)	辻野, 直三郎
Citation	makoto. 1979, 27, p. 4-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86123
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

簡易専用水道の 管理(検査)について

財団法人大阪防疫協会

理事長

辻野直三郎

◎はじめに

水道法(昭和三十三年六月十五日法律第七十七号)の第三次改正「水道法の一部を改正する法律(昭和五十二年六月二十三日法律第七十三号)」のうち簡易専用水道に係る部分については、昭和五十三年六月二十三日から施行され、改正後の水道法第三十四条の二(註)により規制を受けることとなり同条第二項の規定により、当協会が本年三月二十三日厚生省環第一八四号指定番号第三四号をもって厚生大臣より地域を指定して「簡易専用水道の管理について定期検査を行う者」として指

定されたことについて、この事業の公益性に鑑み指定機関として実施にあたつてここに基本的理念を述べたい。

水は人の生命維持と健康について日常生活において寸時たりとも不可欠、必須のものであり、しかも水の衛生的管理の適否如何が人間生活に重大な関係を有する公共的事業であることを念頭においてその使命遂行のため万全を期してこれが付託に応えなければならない。

◎検査技術者としての 遵守事項

一、所定の清潔な服装を着用す

るは勿論衛生的環境のもとで実施されなければならない。

二、理事長発行の身分証明書(写真貼付)の携帯を絶対必要とする。

三、設備、施設等の検査に当つては、細心の注意を払わなければならない。

四、検査の結果に基づいて適否の判断を確実に行い、公正な報告書の作成に努めなければならない。

五、検査の結果、人の健康に障害を及ぼすおそれがあると認められたときは、直ちに所定の行政機関に速報するは勿論管理者にも連絡するなどその

対策について助言を行わなければならない。

◎簡易専用水道検査の方法

(昭和五十三年六月五日、環水第六三号 各都道府県知事宛、厚生省環境衛生局水道環境部長通知抜粋)

一、検査の項目(原則として)

1. 施設の外觀検査

2. 給水せんにおける水質の検査

3. 書類検査

二、施設の外觀検査

1. 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査

2. 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査

3. 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

これらの検査は、簡易専用水道の維持管理の状態がその水質に一見明白な、障害を与

えるおそれのあるものであるかを検査するものであり、水槽の水を抜かず判断できる範囲で検査を行うこと。

なお、これらの検査に当つては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下「ビル管理法」という。)

の適用がある簡易専用水道については、同法に基づく当該建築物環境衛生管理技術者の意見を参考にされたいこと。

三、給水せんにおける水質の検査

査

1. 臭気、味、色及び濁りに関する検査

2. 残留塩素の有無についての検査

1に掲げる検査は、水質基準に関する省令(昭和四十一年厚生省令第十一号)による検査とは異なり、一

見明白な水質の異常の有無についての検査であること

に留意されたいこと。

2 に掲げる検査は、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水等による汚染等により残留塩素が消費されることに着目した水質判断の指標の一つであり、不検出の場合には、他の検査の結果を勘案し原因を総合的に判断されたいこと。

なお、これらの検査に当たっては、ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法に基づく当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を参考にされたいこと。

四、書類検査

簡易専用水道の設置者が以下に掲げる書類を整理し保存することは、その管理をより実効あらしめるために必要であると考えられるので、その旨指導し、必要に応じて書類の整理及び保存の状況について検査すること。

1. 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
2. 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
3. 水槽の清掃の記録
4. その他の管理についての

記録

なお、ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により備え付けを義務づけられている帳簿書類に該当するものがあれば、それを検査すること。

五、検査に際しての留意事項

1. 設置者の依頼に基づき実施することを原則とするが、検査を効率的に行うためには、あらかじめ広報等により周知徹底の措置を講じることが望ましく、また、検査の日時、立会い者等についても相互の連絡を密にしておくことが望ましいこと。
2. 清潔な作業衣を着用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
3. 検査に際しては、検査者は別記様式による身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。（別記様式省略）

六、検査後の措置

1. 検査終了後、設置者に検査済みを証する書類を交付すること。
2. 検査を行った結果、衛生上問題があると認められた

場合には、直ちに立入検査、改善命令等の行政権限を有する者にその旨通報するとともに、設置者に対しても速かに対策を講じるよう助言すること。

なお、検査のフローについては、おおむね別表のとおりである旨、別途厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長から昭和五十三年六月二十三日、環水第六八号をもって各都道府県簡易専用水道担当部（局）長宛通知

（註）

改正後の水道法（抜粋）
第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生省令で定める基準に従い、その水道の管理をしなければならない。
2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

された。

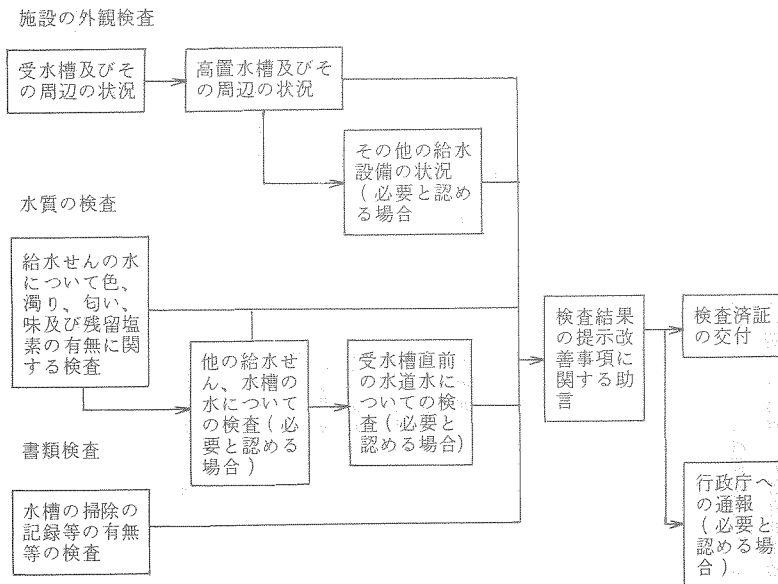
◎ 水に関する自然環境

人は生れながらにして生きる権利と義務を享受する。すべての人間および動植物が天から平等に、しかも無償に生きとし、生げるものに与えられる宇宙自然のものである。

きれいな水、きれいな大気、複合汚染されない太陽熱などがある。天体の運行、森羅万象総てが宇宙の自然の妙理で表現され、動植物いづれを問わずその場所において生息と営みが与えられる。

人はまた海の幸（さち）をは

別表 検査フロー



ぐくむ海、山のさちを育む山、その他瑞穂の国と称せられる国土の産物によっても生活は支えられる。

これら自然環境保護については、かつて昭和四九年六月五日東京渋谷のNHKホールで開かれた「自然保護憲章制定国民会議」で採択された。この際再度その一節を掲げて自然保護の重要性を銘記致したい。これは人間と総ての動、植物がそのかわりあいの中で生存と営みに関係があるからである。

憲章「前文」で「自然は人間をはじめとして生きとし、生けるものの母たれであり敵愾で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである。

人間は日光、大気、水、大地、動植物などと共に自然を構成し自然から恩恵とともに試練をも受け、それを生かすことによって文明をささげあげてきた。しかるにわれわれはいつの日からか文明の向上を追うあまり、自然の尊さを忘れ自然のしくみの微妙さを軽んじ自然を無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し自然の調和をそこなつてきた。この傾向は近年とくに著しく大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物

生存の諸条件はいたるところ均衡が破られ自然環境は急速に悪化するにいたつた。この状態が速やかに改善されなければ人間の精神は奥深いところまでむしろ

ばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。今こそ自然の厳肅さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがり捨てて、自然を尊び自然の調和をそのうことなく、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。よってわれわれはここに自然保護憲章を定める。」とある。

また、昭和五〇年一月一日に世界三十一カ国約六〇〇名の科学者が集まって京都市の国立京都国際会館で「国際環境保全科学会議」(H.E.S.C.)が開催され、出席された。

大阪府立大学教授 生態学者 吉良竜夫先生は「人間と自然を守る」提案として「自然生態における人間の地位」と題し特別講演が行われた。西遊記に登場する孫悟空とおしゃか様の手のひらの話を例にひき「従来人間と自然との関係もよく似ていたが今や人間はおしゃか様の手のひらからはみ

出そうとしている」と人間の活動が地球の気候を変えるところまで拡大していることを指摘した。

「人間の文明は種々な動、植物が相互に依存し合いながら安定を保つという自然の仕組みに絶えず対抗しながら発展し現在の繁栄をもたらした。しかし自然の制約から完全に脱出したかのように見える人間もその生理的性質は石器時代と変わりがなく、本来の自然の恵みの中でしか生きていけない。

では自然を守るにはどうするのか?、人間と自然の共生関係を復活すべきだとする意見は現実的でない。」と疑問を提出した。そして自然が備えている多面的な調節機能を利用する方法として「人間が住む地域、食糧生産のための地域、自然環境をそのまま残す地域の三つにわけ

て土地利用を考えるべきだ。」と述べ、「之れが人間と自然との新しい関係であり、この三つの地域の面積の比率をどうするかが緊急な研究課題だ。」と結ばれた。

◎神聖視する水
我が国においては神社の神前に、また寺院においても仏前に「お水」を祭り、祈りを捧げる

慣習があり、キリスト教においては「水」による洗礼によって身心清めの儀式とした。ギリシヤにおいては昔から「水」は森羅万象の根元の一つであると見られてきた。

万葉集 巻4
雨つつみ 常する君は
ひさかたの きのふの雨に
懲りにけるかも

これは雨に対して、いみじもりする信仰的意味を含むものであろうか?、日本にはまた古くから山嶽宗教(関西では大峯山で代表される?)では滝水に打たれる行者の神聖な信仰的荒行事が伝統的におごそかに、今もなおいぶき続けられている。

◎四季おりおりの雨の呼称
はるさめ(春雨、木の芽おこし)
さみだれ(五月雨、ながあめ、卯の花くだし)
つゆ(梅雨、霪雨、菜種つゆ)しぐれ(時雨、村雨)

など、地方にはその他いろいろな呼称があるが、主として農作物と生活との深いかかわりを端的に語っているものが多いようである。

◎大阪府における植生対策
昭和四九年六月一日大阪府発行の「大阪府政」によれば

「大阪府自然環境保全条例(前文(抄))」として左記のことが掲載されている。

「人口と産業の集中化の著しい大阪においては、われわれが祖先から受け継いだ尊い自然は日増しに失われ、環境の悪化をきたし、府民の生活の基盤がおよびやかされている。自然に恵まれた良好な環境を享受することは、府民の基本的な権利である。いまこそ、われわれは自然の価値に大きく目をひらき、現在及び将来の府民が、自然の恩恵を永遠に享受できるよう最善の努力を尽さなければならない。」とある。問題はこれからであるそれについて次の如く述べている。

「現在はこの条例をじっさいにどう具体化するか、その基本指針になる。自然環境保全と回復に関する方針」を府自然環境保全審議会(会長稲畑太郎日本自然保護協会関西支部長)で検討してもらっています。府ではこの答申をまっぴらで、保全地域の指定など具体施策をすすめることにしています。」とあるが、その答申あるまでの間にも自然環境の破壊は日々進んでいることを思うとき一刻を争う緊急事として前記の自然環境保全条例

前文（抄）に添うべき速急特例の努力がなされるべきことを五年近く経過した今日においてなお特にその感を深くする。

◎ 摂、河、泉を潤（うるお）す河川

浪速びとの食糧（水を含めて）を賄（まかな）ってきた三平野（摂津、河内、和泉）を形成した二大河川、大和川、淀川について概説致したい。

一、大和川 水源を京都府笠置山地の初瀬川に発し佐保川、飛鳥川、葛城川、富雄川、竜田川などの盆地の諸河川を合わせて生駒山地の南麓を横谷をなして大阪平野に流出し、柏原市から石川を合せて西流し堺市の北で大阪湾にそそぐ全長六四Km、流域面積一〇七〇km²、かつて柏原市から北流して大阪城の北で淀川に合流

していたが氾濫（はんらん）の害甚しい為に一七〇四年（宝永一）現状に切りかえたものである。

河床は砂礫（しゃれき）のたい積大で舟運の便はないが河水はかんがい用水として又下流の伏流水（地下を流れる水）は堺市上水道、工業用水に用いられている。

二、淀川 滋賀県琵琶湖を水源とし近畿地方の中央部を斜めに流れて大阪湾に注ぐ大川。長さは琵琶湖流出口から新淀川河口まで七五Km、流域全面積七三〇五km²、内琵琶湖流域四八%、支流で木津川流域二〇%、桂川流域一四%で、はじめ瀬田川となって琵琶湖から流出し、京都府に入つて宇治川と呼ばれ山崎の狭隘（きようあい）附近で右岸から桂

川、左岸から木津川の二大支流を入れる。

桂川の上流は大堰（おおおらい）川で丹波高地南京都の水を集めて保津川となって亀岡盆地を流れ嵐山をすぎて京都市街を貫流する鴨（鴨茂）川を合せて桂川となる。

木津川は伊賀盆地の水を集めて笠置山地を横断し木津をすぎて北西流して淀川に注ぐ。

二大支流を合せた淀川は大阪平野を南西流して河内と摂津の境をなし下流でデルタに大阪市を発達させている。途中江口で神崎川を北西に分け毛馬（けま）で南流し旧大阪市街に入る。大阪城の北方で寝屋川を合せて西流し堂島川と土佐堀川に分れて中之島をはさみ安治川、尻無川、木津川に分流して大阪湾に注ぐ。

これらを結んで市内に東横堀川、道頓堀川などの運河があった。しかし一九〇三年（明治三六）毛馬に閘門（こうもん）を設けて旧市街に入る水量を調節し旧中津川流路を利用して大阪湾へ直線の放水路を建設したので今は新淀川が本流となっている。

浪速より大阪へ、経済都市として発展して来た所以（ゆえん）

のものはその一つに川（運河を含む）は古来人間社会の成立や発展と最も密接な関係を保ってきた。飲料水の獲得はもちろん集落の発達や交通、交易はもちろん政治的境界線その他幾多人間の活動と川とは歴史的に全く不可離の關係に立ってきた。川、運河が市内縦横に発達して物質の交流を盛んにした例として江戸時代には堂島川に面した水運の便のよい中之島、堂島、土佐堀、江戸堀などに諸藩の蔵屋敷が置かれた。

これは各藩で年貢（ねんぐ）の米を換金するために大阪に運んで処分した。米市場はそれによって行なわれた（堂島米相場）ものであるが同時に自国の産物を買ひ上げて大阪で売りさばくようになり、その運営のためにつくられた蔵屋敷であり、その数は元禄（一六九〇年代）の頃九五、天保（一八三〇年代）の末には一二五を数えた。

これら川の治水功績者としては河村瑞賢、安井道頓および木津勘助の名は浪速人にとって今もなお親しみと尊敬にあふれる先覚者でもある。

◎ むすび

簡易専用水道の管理（検査）の目的は「水の命」を最善にし

て最良の状態において衛生的に常に安心して人に使用されるよう奉仕する事業である。この自覚のもとに健康で明るく、切磋琢磨（せつさたくま）もって任務の達成に努力を致すべき願望である。

あやめ垣

色とりどりの

鉄線花

（五月吉日稿）



府政だより

大阪府衛生部では次の主な行事が行われる予定です。

○食中毒予防月間 期間 7月

○愛の血液助け合い運動 期間 7月

○結核予防週間 期間 9月24日～30日

○飼犬の管理に関する条例 強調月間 期間 9月